

足立区特別区民税・都民税・森林環境税及び軽自動車税納付書送付用封筒裏面等広告
掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、足立区が作成する特別区民税・都民税・森林環境税及び軽自動車税納付書送付用封筒等の裏面（以下「納付書送付用封筒裏面等」という。）に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(申込者の資格)

第2条 広告掲載の申込みができる者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 営業店舗において営業実態が確認できること又は営業内容の表示がされていること。
- (2) ホームページ等に電話番号を掲載し、営業時間内に連絡がとれること。
- (3) 申込時点において、足立区に対して特別区民税・都民税・森林環境税及び軽自動車税を滞納していないこと。
- (4) おおむね1年以上引き続き同一営業を営んでいること。

2 前項の規定にかかわらず、区長が適当でないと認める者は申込みをすることができない。

(広告の範囲)

第3条 次のいずれかに該当する広告は、掲載できないものとする。

- (1) 公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める「風俗営業」又は「性風俗関連特殊営業等」に係るもの
- (3) 政治活動、宗教活動及び個人的宣伝等に係るもの
- (4) 法令で禁止され、又は法令に抵触するおそれのあるもの
- (5) その他区の発行物に掲載する広告として適当でないと認められるもの

(広告の掲載規格及び掲載料)

第4条 広告の規格は、おおむね別表第1に定めるところにより、具体的な規格は、募集の際に定めるものとする。

2 広告の掲載料は、別表第1に定める額を下限として広告掲載希望者（以下「希望者」という。）が申し出た額によるものとする。

(希望者の募集)

第5条 希望者の募集は、年1回とし、広報紙等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 希望者は、足立区特別区民税・都民税・森林環境税及び軽自動車税納付書送付用封筒裏面等広告掲載申込書（別記様式）に広告の原稿を添えて、区長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定等)

第7条 区長は、前条に規定する申込書を受理したときは、第12条に規定する選定委員会に付議し審査の上、掲載の可否を決定する。

2 区長は、前項の規定に基づき広告掲載に関する決定をしたときは、速やかに希望者に通知するものとする。

3 広告掲載の決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、区長の指定する期日までに、広告の版下原稿を提出するものとする。

4 区長は、広告主がいないときは、足立区の広告を掲載することができる。

(広告主の責任)

第8条 版下原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

2 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告主は、広告掲載の決定連絡を受けた後、区長の指定する期日までに広告掲載料(以下「掲載料」という。)を納付しなければならない。

(掲載料の返還)

第10条 納付された掲載料は、返還しない。ただし、掲載決定後、広告主の責めによらない事由により、広告を掲載できなかったときは、掲載料を返還するものとする。

(広告掲載決定後の取消し)

第11条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 掲載料を指定する期日までに納付しなかったとき。

(2) 広告の掲載辞退の申出があったとき。

(3) 掲載決定後、第2条第1項各号のいずれかに該当しないことが判明したとき。

(4) 広告主について社会的信頼を損なうような事実があったとき、又はそのような事実があった旨の報道がされたとき。

2 前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、その旨を広告主に通知するものとする。

(選定委員会の設置)

第12条 掲載の可否を決定するに当たり、選定委員会を設置する。

2 選定委員会の委員長及び委員は、別表第2に掲げる職にある者とする。

(事務局)

第13条 広告掲載に係る事務局は、区民部課税課庶務係に置く。

(細則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、区民部長が別に定める。

付 則

この要綱は平成14年10月24日から施行する。

付 則

この要綱は平成15年10月22日から施行する。

付 則

この要綱は平成16年10月22日から施行する。

付 則

この要綱は平成17年10月18日から施行する。

付 則(22足区課発第1396号 平成22年9月30日 区民部長決定)

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

付 則(24足区課発第1573号 平成24年9月24日 区民部長決定)

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

付 則(30足区課発第1323号 平成30年8月17日 区民部長決定)

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

付 則（４足区課発第１２９２号 令和４年８月１８日区民部長決定）
この要綱は、令和４年１０月１日から施行する。

付 則（５足区課発第１２５８号 令和５年９月２０日区民部長決定）
この要綱は、令和５年１０月１日から施行する。

付 則（７足区課発第１３３３号 令和７年９月１日区民部長決定）
この要綱は、令和７年１０月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

	募集種別	掲載位置 規格	掲載最低料金 (消費税を含む)
普通 徴収	納付書用封筒	裏面１／２面 左・右 ６cm×９cm 以内	各２３万円
特別 徴収	税額通知等送付用封筒	裏面１／２面 上・下 ９．５cm×１６cm 以内	各１５万円
軽自 動車	納付書用封筒	裏面１／２面 左・右 ７cm×８cm 以内	各１０万円

別表第２（第１２条関係）

委員長	区民部長
委員	課税課長
	納税課長
	課税課庶務係長
	課税課課税計画係長
	課税課課税第一係長
	課税課課税第二係長
	課税課課税第三係長
	課税課軽自動車税係長
	納税課納税計画係長

別記様式（第6条関係）

足立区特別区民税・都民税・森林環境税及び軽自動車税納付書送付用封筒裏面等
広告掲載申込書

年 月 日

（提出先）
足立区長

足立区特別区民税・都民税・森林環境税及び軽自動車税納付書送付用封筒裏面等広告掲載取扱要綱第6条に基づき、広告を掲載したいので、この申込書に記載された掲載条件に同意のうえ、掲載予定原稿を添えて申し込みます。

申込者 氏名

住所

（団体にあつてはその事務所の所在地及び名称代表者名）

電 話

F A X

希望する下記の申込番号を記入してください。

希望申込番号		掲載年度	掲載希望金額
（第一希望）		年度	円
（第二希望）		年度	円
（第三希望）		年度	円
申込番号	広告箇所（全て裏面）と大きさ（縦×横：c m）		
1	普通徴収	1 / 2 面左側	
2	納付書用封筒	1 / 2 面右側	
3	特別徴収	1 / 2 面上側	
4	税額通知等送付用封筒	1 / 2 面下側	
5	軽自動車税	1 / 2 面左側	
6	納付書用封筒	1 / 2 面右側	

- ・ 掲載予定原稿（版下原稿）の作成経費は、申込者の負担になります。
- ・ 原稿サイズによっては、広告の大きさが規格どおりにならない場合があります。
- ・ 広告の内容に関する責任は、申込者が負うものとします。
- ・ 広告掲載が決定した申込者は、区長の指定する期日までに広告掲載料を納付しなければなりません。
- ・ 申込者から納付された広告掲載料は返還しません。ただし、申込者の責めによらない事由により、広告を掲載できなかったときは、掲載料を返還となります。
- ・ 次のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定が取消しとなる場合があります。
 - ① 広告掲載料を区長が指定する期日までに申込者が納付しなかったとき
 - ② 申込者より広告掲載辞退の申し出があったとき
 - ③ 広告掲載決定後、足立区特別区民税・都民税・森林環境税及び軽自動車税納付書送付用封筒裏面等広告掲載取扱要綱第2条第1項各号のいずれかに該当しないことが判明したとき
 - ④ 広告主について社会的信頼を損なうような事実があったとき、又はそのような事実があった旨の報道がされたとき。